

法務総合研究所

研 究 部 報 告

35

— 重大事犯少年の実態と処遇（第2報告） —

2007

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告第35号は、平成13年4月1日に施行された少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）（以下「改正少年法」という。）について、施行後5年間の状況を重大事犯少年の実態を中心に取りまとめて刊行するものである。

法務総合研究所では、改正少年法が施行された平成13年4月1日から16年3月31日までの3年間の重大事犯少年の事案内容、裁判、意識、処遇等について概括的な調査・分析を行った（平成17年版犯罪白書、研究部報告第31号）。これに続く本研究では、その後の平成16年4月1日から18年3月31日までの2年間のデータを加え、これを基に更に多角的な分析、検討を行うことにより、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態等について、その実相により迫る形で明らかにし、取りまとめることとした。

改正少年法施行後も、暴走族集団によるリンチ事件や不可解な動機に基づく殺人事件等、少年による重大事犯が相次いで発生しており、次世代の青少年をいかに育てるかという教育問題とも絡んで、少年非行に対する国民の関心は依然として高いことがうかがわれる。さらに、平成17年3月には、少年非行の現状に適切に対処するため、14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を盛り込んだ少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出される（同年8月、衆議院解散により廃案。18年2月再提出）など、少年法制についての議論が続いている。

重大非行を犯した少年がどのような資質上、環境上の問題から非行に至ったか等を幅広い視点から分析し、検討することは、いかにして有効な少年非行対策を推進し、健全な青少年の育成を図っていくかを考える上で、貴重な基礎資料を提供してくれるものと思われる。

また、少年による重大事犯も、他の少年非行と同様に、家庭環境、友人関係、地域社会の在り方等の問題が複雑に絡み合って生じており、その防止及び少年の更生は、もとより刑事司法の枠内での取組だけで全うできるものではない。少年による新たな不幸な事件を未然に防ぐためにも、非行を犯した少年が地域社会の一員として立ち直っていくためにも、身近な地域社会の人々の支援は欠かせない。そのためにも、国民の関心の高い最近の重大事犯少年の状況、それに対する関係諸機関の取組の実情等を客観的なデータに基づき取りまとめ、広く国民に提供していく必要性は高い。

本報告書が、今後行われる少年司法制度の在り方を検討する上で、さらには、非行防止対策等を推進する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、本研究の結果が、少年非行に関心を持つ国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った検察庁、少年鑑別所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成19年3月

法務総合研究所長
松 永 榮 治

要 旨 紹 介

本報告は、改正少年法が施行された平成13年4月1日以降5年間の重大事犯少年（同日以降に犯した重大事犯により少年鑑別所に観護措置により入所し、18年3月31日までに家庭裁判所の終局決定を受けて少年鑑別所を退所した非行時14歳以上の者をいう。）408人に係る事案の内容，裁判状況等を中心に取りまとめたものであり，以下では，利用の参考のため，その要旨を紹介する。

1 研究の目的及び方法

当所では，改正少年法施行後3年間の重大事犯少年の事案内容，裁判，意識，処遇等について概括的な調査・分析を行い，その成果を研究部報告第31号（以下「第1報告」という。）として報告した。

これに続く本研究では，その後の2年間のデータを加え，これを基に更に多角的な分析，検討を行うことにより，改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態等について，その実相により深く迫る形で明らかにし，取りまとめることとした。

第1報告においては，重大事犯少年を集団型，単独型，家族型，交通型の4つの非行類型に分け，その特徴を概括的に探った。本研究においては，4つの非行類型それぞれについて更にサブタイプに分け，共犯種類，被害者種類等によって，どのように事案内容や動機等が異なるかを分析することによって，重大事犯少年の実態により深く迫ることを目指した。

本研究においては，更に非行類型ごとに，年齢や非行名，前歴，非行時の役割等，重大事犯少年の特徴を検討し，それが保護処分とするか検察官送致とするかといった処遇選択の判断にどのように影響を与えているかを分析した。

2 研究結果の概要

(1) 重大事犯少年の実態

改正少年法施行後5年間の重大事犯少年は，男子364人，女子44人の計408人であった。その内訳は，傷害致死が227人と最も多く，次いで，殺人90人，強盗致死58人，危険運転致死31人，保護責任者遺棄致死2人であった。

本研究では，重大事犯少年の実態により迫るために非行類型ごとにサブタイプを設定するなどの方法によって，個々の問題性を明らかにすることを試みた。その結果，非行類型ごとに家庭環境面，交友関係面，資質面等の様々な特徴が浮かび上がってきた。

集団型は，重大事犯少年の中で最も多くを占め，保護処分歴のある者の比率が高いなど，非行性の進んだ者を多く含むタイプであった。日ごろの交友関係の問題がその事件の背景

にあるものが多いことから、集団型を更に共犯の種類によって成人共犯タイプ、暴力団タイプ、暴走族タイプ、遊び仲間タイプの4つのサブタイプに類型化して分析を行った。事件数、人員のどちらから見ても遊び仲間タイプが最も多かった。暴力団タイプや暴走族タイプという組織化された集団の引き起こす事件は傷害致死がかなり多かった。被害者関係で見ると、暴力団タイプは仲間関係もなく面識もない被害者が圧倒的に多いのに対し、暴走族タイプでは、仲間内のリンチが多いため、不良集団仲間が被害者となっているのが約半数近くあった。

単独型は、主として対人関係面、感情面でのもつれをうまく解決できないまま、重大事犯に至った者が多いなど、個人の資質上の問題が事件の内容自体に反映されているものが多かった。そのため、事件の内容等によって、けんかタイプ、異性トラブルタイプ、金目当てタイプ、交通タイプ、そして、精神的障害が疑われるタイプの5つのサブタイプに類型化した。けんかタイプには、うっ積した感情が爆発した事例や威嚇、暴力に対する過剰な反撃の結果として重大事犯に至った事例等が見られ、異性トラブルタイプには、一方的な恋愛感情を適切に処理できなかった事例等が見られるなど、各サブタイプによって異なる特徴がうかがわれた。

家族型は、家族全体が機能不全を起こす中で、特定の家族に対する恨みが自己増殖するなどして重大事犯に至っていた。家族型では、どの家族とのあつれきがあったかがポイントとなることから、加害少年と被害者との関係に基づいて、父殺しタイプ、母殺しタイプ、兄弟殺しタイプ、子殺しタイプの4つのサブタイプに分けて検討した。父殺しタイプでは、劣悪な保護状況下で、家庭内の不幸が重層的に積み重なった末に引き起こされている場合が多く、母殺しタイプには、慢性的な不適応感を抱いていた者が多く、そうした苦しい事態から逃れる手段として、拡大自殺的な意味合いで母親殺しに至った者が多いなど、それぞれに特徴的な差異が認められた。

交通型の分析では、事故態様に基づいて、高速度タイプ、信号無視タイプ、アルコールタイプ及び運転技能なしタイプの4つのサブタイプを設定して分析を行った。交通型の少年は、重大事犯の少年のうちでは、ほとんど問題のない家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、就学・就労を果たし、社会人として生活を送っていた者が多かった。非行時に年長少年が多いことともあいまって、原則どおりの検察官送致決定になったケースも多かった。

(2) 重大事犯少年の裁判

家庭裁判所における終局処理を見ると、調査対象者408人のうち、7人が年齢超過により検察官送致とされたほか、215人(52.7%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、186人(45.6%)が保護処分とされた。保護処分とされたものの内訳は、少年院送致156人(38.2%)、保護観察27人(6.6%)、児童自立支援施設送致3人(0.7%)であった。

改正少年法施行前後の原則逆送少年の裁判状況について分析を行ったところ、傷害致死の検察官送致の比率が大幅に上昇するなど、大きな変化が認められた。年齢別の比較でも、16歳の検察官送致の比率が数%から50%近くに上昇するなど、低年齢の少年の検察官送致の比率の上昇が目立った。

さらに、非行類型ごとに、どのような要因が保護処分とするか検察官送致とするかといった処遇選択の判断にどのように影響を与えているかを分析したところ、暴力の程度、凶悪事犯かどうかなど様々な要因が審判決定に影響を与えているであろうことがあぶり出され、そうした事例ごとの個々の要因を家庭裁判所が慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

3 まとめと課題

平成13年度から17年度までの5年間の重大事犯の事件数の推移を見たところ、13年度及び14年度が53件で、それ以降は減少傾向を示していた。

さらに、非行類型別に事件数の推移を見ると、改正少年法の施行後、暴走族による集団リンチや暴力団による報復等を多く含む集団型の事件数や人員は減少しているものの、やむにやまれぬ状況の中で引き起こされる事件が多い家族型や単独型の事件数にはあまり変動は見られなかった。

もちろん、少年による重大事犯の動向には少年法の改正だけでなく、少年非行全体の動向、家族関係の変化や雇用状況の変化等、様々な要因が影響を与えている。したがって、この結果だけで、少年法改正がどのような効果を及ぼしているかを早急に結論づけることはできない。今後も、更に事件数や人員の推移だけでなく、その内容面にまで踏み込んで、注意深く動向の吟味を続けていく必要がある。

また、重大事犯少年に対する処遇がどの程度効果的であったかについても、今後長期間の追跡調査を行い、検証を行っていく必要があるし、14歳未満の重大事犯少年の実態及び処遇方策について調査・分析することも重要な課題である。

本研究は、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態及び処遇選択の判断に影響を与える事項に焦点を当てて、調査・分析したものである。本報告書の成果が、今後の少年司法制度の在り方を検討する上での基礎資料となれば幸いである。

研究部長

窪田守雄

重大事犯少年の実態と処遇（第2報告）

総括研究官	近藤	日出夫
研究官	太田	玲子
研究官	出口	保行
研究官補	岸井	篤史
研究官補	中村	統吾
研究官補	櫻田	香夫
矯正局少年矯正課	(共同研究者)	櫻井 秀夫

目 次

第1 研究の目的及び方法	5
1 はじめに	5
(1) 改正少年法について	5
(2) 「重大事犯少年の実態と処遇（研究部報告第31号）」について	5
(3) 改正少年法に関するその他の研究	6
(4) 改正少年法の施行状況の報告	6
2 本研究の目的	7
(1) 重大事犯少年の実態	7
(2) 重大事犯少年の裁判	7
3 調査方法及び対象者	7
4 調査対象者の属性	8
第2 重大事犯少年の実態に関する基礎的分析	11
1 事件別の重大事犯の実態	11
(1) 事件数	11
(2) 共犯関係	12
(3) 行為態様	13
(4) 被害者	14
2 少年別の重大事犯の実態	15
(1) 家庭状況	15
(2) 就学・就労状況	18
(3) 資質	21
(4) 非行歴	24
(5) 処分歴	26
第3 重大事犯少年に関する非行類型による分析	27
1 非行類型の概要	27
2 各非行類型の相互比較による分析	28
3 多変量解析を用いた分析	40
第4 非行類型ごとの特徴分析	42
1 集団型	42
(1) 集団型の特徴	42
(2) 集団型のサブタイプの設定	42
(3) 集団型の各サブタイプの特徴	43

(4) 事件内容による分析	49
(5) 小括	53
2 単独型	54
(1) 単独型の特徴	54
(2) 単独型のサブタイプの設定	54
(3) 単独型の各サブタイプの相互比較	56
(4) 単独型のサブタイプごとの特徴	59
(5) 小括	60
3 家族型	61
(1) 家族型の特徴	61
(2) 家族型のサブタイプの設定	61
(3) 家族型の各サブタイプの相互比較	62
(4) 家族型のサブタイプごとの特徴	65
(5) 小括	67
4 交通型	68
(1) 交通型の特徴	68
(2) 交通型のサブタイプの設定	68
(3) 交通型の各サブタイプの相互比較	70
(4) 交通型のサブタイプごとの特徴	73
(5) 小括	74
第5 重大事犯少年の裁判	76
1 重大事犯少年の裁判に関する基礎的分析	76
(1) 少年審判	76
(2) 刑事裁判	86
2 非行類型による裁判結果の分析	87
(1) 非行類型別の裁判結果の概要	87
(2) 非行類型ごとの裁判結果（原則逆送少年）の分析	89
第6 まとめと課題	94